

池田文書の研究(七)

池田文書研究会

橋本綱常の書簡について

一、橋本綱常の略歴

綱常(つなつね)は、橋本左内の末弟。幼名は破魔吉または破魔五郎、通称琢磨のち綱常。箕山と号した。弘化二年六月二十日福井に生れ、十一歳のとき兄左内の跡を継ぎ福井藩医となる。文久二年長崎に遊学、蘭人シントレルに蘭学を学び、のち江戸に出て松本良順に入塾。元治元年長崎再遊、ボードウィンに修学。慶応二年帰国して藩立済世館の改革に参与、奥外科医兼教授助となる。明治三年大阪に出張しエルメンズに学び、ついで兵部省軍事病院医官となる。明治五年ドイツ留学を命ぜられ、ベルリン大学、ウユルツブルク大学、ウィーン大学などに学び、明治十年帰国し、陸軍々医監に任ぜられ、本病院出仕となる。西南戦争に際して、征討軍団病院附となる。翌十一年文部省御用掛、東京大学医学部(別課)教授を兼務。明治十五年東京陸軍病院長となり、明治十七年陸軍卿大山巖に随行してヨーロッパを視察。翌十八年陸軍々医総監、陸軍々医本部長となる。明治十九年博愛社病院(のち日本赤十字社病院)の創立に参画し、その院長を囑托される。二十三年貴族院議員、宮中顧問官に任ぜられ、二十七年男爵、四十年子爵となる。明治四十二年二月十五日没、年六十五。

(参考文献・日本赤十字社病院編『橋本綱常先生』昭和十一年)

二、綱常の書簡

綱常の書簡は、連名の容体書二通を含めて二十通を数える。綱常と謙斎とは陸軍の費用で相前後してヨーロッパに留学し、帰国後すぐ陸軍々医監になったという共通性から、何かと比較の対象にされる(『蘭疇自伝』)が、書簡が交わされた時期は明治十年から二十五年までの十六年間に推定され、意外に短時間に限られている。これを強いて分類すれば次のようになる。

A ヨーロッパ留学時代(明治十年) 一通

B 陸軍々医監時代(明治十五～十八年) 十一通

C 皇太子・皇太后拝診御用時代(明治二十～二十五年) 八通
Aは書簡二四一八のみであるが、ゲルケ招聘の経緯を伝える資料として貴重である。このとき、謙斎は東京医学校々長に就任する直前であり、「スウプジレクトル」(副校長)の肩書きで紹介されている。

Bに分類した書簡は、松本良順が陸軍々医総監として再任されていた頃と推定されるが、大半は会合打合せなど短文であり、交渉の内容などは容易に窺い知れない。

Cは、綱常が陸軍々医総監あるいは日本赤十字社病院々長として活躍する傍ら皇太子(大正天皇)および英照皇太后の拝診御用を勤めた頃、侍医局長官(侍医局長)としての謙斎との交渉を伝える。書簡一一六四、二四二二は皇太子の容体書である。「橋本綱常先生」によれば綱常が皇太子の拝診御用を命ぜられたのは明

治二十八年としているが、これらの書簡によりすでに明治二十年頃拝診していたことが知れる。書簡二四一〇、二四〇八、二四一〇は皇太后の容体書であり、綱常が宮中御用として推挙したベルツに相談しながら拝診した状況をよく伝えている。なお、書簡二四一九、二四二〇は明治二十五年、第二次伊藤内閣当時、交通事故で負傷した博文の治療に関したものである。

全編を通じて、事務的なことにはあまり関心がなく、医術一筋に専念した綱常の性格がにじみ出ている。

(遠藤正治)

池田文書の研究(七)

第二四一八号文書 橋本綱常書状 池田謙斎宛

(斎藤)

迂生滞留中ハ相当之御用ハ吃度相弁度候間、無御遠慮御申越被下度、○佐藤進^(三)兄ハ近來如何、久シク無音、私病院大当之よし、御序之節宜敷御致声、

拜啓益御多祥奉拝賀候、然ハ兼て御委頼ニ相成候東校解剖教師一条ニ付、先便申上置候「ケエリユケル」先生「アシシステント」「ドクトル」「ギイルケ」氏遂ニ談判済ニ相成、弥今般仏国便船ニテ出帆ニ相成候、御同慶ニ奉存候、同氏ハ先便得貴意置候通、五六年間「ケエリユケル」先生之「アシシステント」ニ御座候故、組織学并ニ発生学ハ大ニ長処ニ候得共、局処解剖学ハ短処ニ御座候哉ニ奉陋察候、老兄御承知之通、一方ニ長スレハ他方ニ短ナルハ自然也、今般教師人撰一条ハ随分容易ナラサル事ニ存候故、悉

皆「ケエリユケル」先生之委託候処、同氏大ニ尽力致呉、遂ニ先生之「アシシステント」役員ヲ日本ニ指向日ケ呉候様ニ相運候、此上ハ老兄御始東校閣下ニ於テ「ギイルケ」氏人物干ニ学力共御満足ニ候哉と迂生大ニ恐々罷在候、迂生進退一条ニ付、過日石黒氏ヨリ投書其書中、迂生軍医事務取調之為ニ當五六月頃迄滞留候様ニ相運候哉と存候故、當春直様当地発足見合居候様被申遣候、此辺ニ相運候事ハ全ク老兄始之御尽力ニ因ル事と乍此奉万謝候、先便モ得貴意置候通、昨秋九月上旬ヨリ維納府之罷越、夫々「スベニチエルレ」学科ヲ研習致居、三月上旬ヨリ伯爾林之罷出、二三ヶ月間軍医事務取調候上直様帰朝之覚悟ニ御座候間、此段老兄御含被下置、軍医寮辺宜敷御取扱置被下度、偏ニ御委頼申上度、○今般「ギイルケ」氏と同船帰朝之覚悟ニ御座候処、同氏発足ニケ月早ク相成、且又石黒氏ヨリ投書之趣「ギイルケ」氏申遣候処大ニ失望之旨申越候間、左之通又々申遣置候(余親友「ドクトル」池田兄當時東京医校之「スウブジイレエクトル」ナリ、同兄必ス悉皆之御介抱被下候様池田兄方之迂生ヨリ別段御願申出置候間、呉々御案事無ク御出帆被下度)右之任合ニ御座候故嚙々御多用中奉恐入候得共、御都合も出来候へ、「ギイルケ」横浜表出帆之上此書状御落握ニ相成候へ、「ギイルケ」氏御尋訪被下度、同氏ハ勿論迂生ニ於テモ万々難有奉存候、○「ギイルケ」氏之子富注射器三本相托、此器械ハ維納在勤之本間清雄子ヨリ外務省在務之三輪甫一方之相廻呉度旨、本間氏ヨリ被頼候間老兄之御委頼申上、何卒御多用中奉恐入候得共、此書状尅通并ニ包物尅つ先方之御届ケ被下度奉願上候、○当校「ビイルロート」先生、依旧盛

池田文書 — 橋本綱常書簡一覽

通番	発信年月日()内推定	発信者名	受信者名	備考
(A) ヨーロッパ留学時代(明治10年)				
1 2418	明治 10 年1月5日	橋本綱常 ウイン	池田謙齋父兄	ヨーロッパ消息
(B) 陸軍々医監時代(明治15~18年)				
2 2412	明治 年1月7日	綱常	池田老台	松本君
3 2408	明治 年1月17日	綱常	池田盟兄	松本君
4 2416	明治 年1月15日	綱常	池田賢台	招待御請
5 2407	明治 年3月20日	橋本医監	池田医監殿	松本総監
6 2406	明治 年3月23日	綱常	池田老台	松本君
7 2417	明治 15 年4月24日	橋本綱常	池田謙齋様	宇都宮君
8 2421	明治(15)年6月16日	橋本綱常	池田謙齋様	老母葬式
9 2415	明治 年11月29日	綱常	池田先生	至急面談依頼
10 2414	明治 年1月22日	橋本綱常	池田謙齋様	謙齋父逝去
11 2413	明治 年 月16日	綱常	池田老台	患者リホーム
12 2405	明治 年10月15日	綱常	欠	山縣夫人容体
(C) 皇太子・皇太后拜診御用時代(明治20~25年)				
13 1164	明治 20 年9月23日	橋本綱常・桂秀馬・鈴木慶之助 兼山岡潤三	池田謙齋殿	皇太子容体
14 2423	明治(20)年9月23日	橋本綱常・桂秀馬・鈴木慶之助	欠	皇太子容体
15 2422	明治 年10月11日	綱常	欠	殿下容体
16 2410	明治 年11月9日	橋本綱常	池田謙齋様	皇太后容体
17 2408	明治 年11月14日	橋本綱常	池田賢台	皇太后容体
18 2411	明治(25)年7月26日	橋本綱常 箱根	池田謙齋様	皇太后容体ベルツ
19 2419	明治(25)年11月30日	橋本綱常 永田町伊藤邸	池田謙齋殿	伊藤伯爵緇帯
20 2420	明治(25)年12月2日	橋本綱常	池田謙齋様	緇帯

ナリ「オワレオトミイ」^(六)「ラアパロオトミイ」二週毎ニ一員ツ、
 施術被致、併シ「レエシユルタート」ハ随分悪方可惜候、○「
 エプラ」先生、皮膚病「デモンストラアチオン」格別ナリ、併シ
 口之悪キ事ハ「ラアイヘルト」先生ニ劣ラザルナリ、○「シウレ
 エテル」氏、咽喉鏡之講談等専門家之名ヲ免レズシテ器械之「デ
 モンストラアチオン」大ニ退屈ナリ、其他得貴意度事件モ有之候
 得共、今便ハ勿々中要件而已申上度迄、早々不備、

明治十年一月五日

維納府僑居

橋本綱常拜

池田謙齋父兄梧右

- (一) 佐藤 進：佐倉順天堂の佐藤尚中の門人でのちその養嗣子となる。
 明治二年ドイツへ留学しヘルリン大学を卒業、のちウイーン大学
 に移りビルロートに就く。明治八年帰國し湯島順天堂医院で外科
 を担当した。
- (二) ギイルケ氏：Hans Paul Bernhard Gierke 明治十年三月来日、
 東京大学医学部で解剖学を教授。明治十三年帰國。
- (三) スウプシイレエクトル：Subdirektor 副校長。
- (四) ビイルロート：Billroth Albert Christian ドイツの外科医、近
 代腹部外科の創始者。ウイーン大学教授。一八九四年没。
- (五) オワレオトミイ：Ovalotomie 子宮手術。
- (六) ラアパロオトミイ：Laparotomie 開腹術。
- (七) レエシユルタート：Resultat 結果。

第二四二二号文書

橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔斉藤〕

(封筒裏)

池田様至急用

橋本拜

(無記)

昨日は御貴臨難有、其節御話有之候趣松本君之話置候間、何卒老
 兄可然様御周旋被下度、偏ニ奉願上候、松本君ハ明八日夕早稲田
 宅ニテ老兄御待申上候筈ニ御座候間、遠路乍御苦勞御出掛被下候
 様、伏テ奉希上候、先ハ右要件為可貴意勿々頓首、

一月七日

綱常拜

池田老台

虎皮下

第二四〇九号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔斉藤〕

拜啓、過日ハ遠路松本君之御尋訪被下候由、就てハ種々奉同上度
 事有之候間、明十八日夕七時迄ニ昇堂仕度、老台御都合如何奉伺
 上候、先ハ為其草々不備、

一月十七日

綱常拜

池田盟兄

玉案下

第二四一六号文書

橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔斉藤〕

(封筒裏)

(封筒裏)

池田様侍史

橋本綱常

芳書奉披見候処、廿日夕刻御招被下難有御請仕候、近頃多用相暮候ニ付、少々遅刻仕候哉モ難計、此段御海有被下度奉願上候、右御請迄勿々頓首、

一月十五日

綱常

池田賢台

梧右

第二四〇七号文書

橋本綱常書狀 池田謙齋宛

〔遠藤〕

拝呈、然は松本総監儀本日出候無之候付、昨日御附託之儀不得相通候間、此段一応御報答ニ及置候也、

三月廿日

橋本医監

池田医監殿

(一) 謙齋と綱常とが共に陸軍軍医監時代で、松本良順が陸軍に医総監として再任されていた明治十五年から十八年頃と推定される。

第二四〇六号文書

橋本綱常書狀 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨日松本君え面会、過日御話之御答申上度、就而へ来ル廿五日六時半頃ヨリ御在館候哉奉伺上度候也、

三月廿三日

綱常拝

池田老台

梧右

第二四一七号文書

橋本綱常書狀 池田謙齋宛

〔斉藤〕

(ハガキ表)

駿河台北甲賀町十五番地 池田謙齋様

三番町三十二番地 橋本綱常 消印(一五・四・二四・一)

昨日は宇都宮君ニ付御書簡拝承仕候、右ニ付明廿五日午前十一時より十二時之間ニ参館御面談申上度候、御差支不被為在候哉、御差支之御報無之候得は、直々参上可仕候也、

四月廿四日

第二四二一号文書

橋本綱常書狀 池田謙齋宛

〔斉藤〕

(封筒表)

駿河台北甲賀町十五番地 池田謙齋殿

(封筒裏)

三番丁三十二番 橋本綱常

(別紙)

明後十八日正午出棺、浅草本願寺ニ於テ葬式施行の事、

(一) 老母病氣之処、今十六日午前十一時終ニ死去候ニ付、此段為御知申候也、

六月十六日

橋本綱常

池田謙齋様

再伸、生前ハ殊ニ御懸命ニ被成下奉厚謝候、

(一) 老母：綱常の母梅尾、明治十五年六月十五日没、年六十九。
(二) 梅尾の死亡通知で明治十五年と推定される。

第二四一五号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

(封筒表)

池田様 乞親展 橋本綱常

(斎藤)

昨日以拙翰大兄御閑日奉伺上置候、実ハ至急御面談希度事件有之候間、明晩八時ヨリ昇堂仕候テ御都合如何ニ御座候哉、御返答偏ニ奉願上候、頓首、

十一月廿九日

綱常拝

池田先生

梧下

第二四一四号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

(斎藤)

爾後御無音失敬御海容可被下候、さて此頃御尊父様御逝去之由承候、嗚御愁傷之程奉推察候、甚た輕少ニ候へとも二品呈進仕候間、御笑留被下候へハ大幸之至ニ奉存候也、

一月廿二日

橋本綱常

池田謙齋様

第二四一三号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

(斎藤)

(封筒表)

北甲賀町十五番地 池田謙齋様 橋本綱常乞親披

(封筒裏無記)

拝啓益々御清祥奉恭賀候、然は昨日御送院之一患者拙診仕候、内皆ニ生タルリホーム是迄兩三回摘出仕候、併該患者之腫瘍は其實ハ最堅実不動、涙液溢出症は無之候得共或ハ涙石か、或ハ骨膜腫瘍か、尿管通路を探知候後確診仕候てわ如何、右陋案申上置候間可然様御取捨奉願上候、頓首

十六日

綱常拝

謙齋老台

玉案下

二白、何分ニモ珍物御厚誼千万難有奉感謝候、

第二四〇五号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

(遠藤)

本日山縣令夫人拝診候処、過日来下脚御浮腫且倦怠御脈浮大ニシテ九十五斗併も今朝ハ体温三十七度其他種々之御苦状有之候得共未確認難仕腓腸筋御疼痛も有之候様相伺申候、右等ニ付愚考仕候ニ輕症脚氣ナラン哉、為念検尿且今夕今一度御検温願上置候、就而ハ現今撒曹剂中健胃剂御配伍相願候てハ如何可然御配剂相願候、右御願迄、早々頓首、

十月十五日

綱常

第一一六四号文書 橋本綱常・桂秀馬・鈴木愛之助書状 池田謙齋宛

齋宛

(田中)

(封筒表) 相州謙倉長谷新宿別荘池田謙齋殿

(消印) 二十年九月二十三日

(封筒裏) 葉山御用邸供奉侍医

時刻	体温	脈搏呼吸	大便小便	藥用	飲食	摘要	身長	体重
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六	三六・六	七四	一八					
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五	三六・七	八〇	二〇					
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								
一								
十二								
十一								
十								
九								
八								
七								
六								
五								
四								
三								
二								

第二四一〇号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔齊藤〕

(封筒裏)
池田謙齋様親展

(封筒裏)
橋本綱常拜

拜啓愈御清米奉恭賀候、陳は^(皇カ)□太后宮陛下御機嫌麗敷葉山^欠□御安着、有栖川宮御別邸^欠意ニ被為叶、御総体御精神上御宜敷様奉見上夜間御安眠、昨朝拜診被仰付候処、例之如く直腹筋之御緊張被為在、御胃部硬^欠之有無、御肝臓下縁硬軟等十分^欠兼候得共、御着後未た幸ニ^欠御嘔吐等の御症状不被為在、^欠食機可なり、牛乳一日二合被為食上候御事、或は一時御軀神之御為め^欠被為在候半かも不被測候得共、引続き御順宜ニ被為渡度奉翼御^欠中は過度の御労働不被為在、^欠御散歩、漸次牛乳御増量^欠汁御飲用之他ケムメリヒ氏の「フライシニェ、プトン御差上、或は肉羹汁の御代用として御差上候御事、御意ニ任せ可申様致置候、御服^欠稀塩酸剤貼上仕度存じ^欠医と協議致候得共^欠分ニも御六ヶ布候御様子故、過日申上候通り撒里夫尔酸密木髓越幾私合丸剤貼上致置、御体量は毎週正規ニ御秤量可申上、杉大夫ニ願置候、右御容体ニ被為在候故、昨日御暇^欠後五時三十五分新橋着^欠寺侍従長及香川^欠后宮大夫方々立寄り、現今の御模様并ニ御体重急ニ御減量、即ち前五ヶ月間ニ殆んど三貫目程^欠減量被為在候故、将来器質的^欠即ち癌腫隠伏難測等^欠言上申置候、実は本日參上可申上本意之処、相憎く米人オチス氏病院ニ可來約束ニ相成居

候故、乍略儀不取^欠以書中申上候、敬具、

十一月九日

橋本綱常

田謙齋様
侍史

追て來日曜午後出發葉山御滞在皇太后陛下御機嫌御伺可申上存意御含迄申添候、以上、

第二四〇八号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔齊藤〕

拜啓愈御清適奉拜賀候、陳は御嘶申上置候通り昨十三日午後葉山御旅館ニ伺候、今夕帰家仕候、皇太后陛下御氣先御克、御食機も可なりニ被為在、昨夜は特ニ御宣布、近來始めて中等大の小鯛一尾被為食上、日々御運動被為成、他の部の痠麻質私は御宜敷、尚御直腹筋の御拘攣不被為替御為め、又々御腹部を十分ニ御伺申上兼、其他光線の御模様にてか御目ニ少しく御黄色之様奉伺候故、其旨竹内侍医ニ申置、為念御小水検査之事依頼致置候、御薬は前審木髓越幾私、撒里夫尔酸合丸剤中審木髓越私を増量、一日〇・〇五と為し三回御分服候様貼上仕、御体量は^欠一二日頃御秤量之御^欠、徳大長侍従長方江も今夕帰家之途次立寄り^欠、陛下御容体御総体不被為替御事及尚二三月間は御経過御伺申上候後ニ不被為在候得は御安心被為成兼候次第言上仕置候、右不悪得貴意度御含迄併せて申上候、敬具、

十一月十四日

橋本綱常

池田賢台

侍史

追伸、過日來山縣伯令兒病氣ニ付御心配相掛け、奉感謝候、
及承スクリバ氏診察候上気管截開術勧告、既ニ術ニ着手せん
とせしも其期を過ぎ、意を達せざりし由甚た遺憾之至候折節、
小官葉山伺候の時日到來之ため出張不都合之程幾重にも御海
恕被成下度候、以上、

第二四二一号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔齊藤〕

〔封筒裏〕

函嶺宮ノ下奈良屋にて 池田謙齋様親展

消印（廿五年七月二十七日）

〔封筒裏〕
橋本綱常

拝啓酷暑之候、連日之雨天鬱陶敷御同困、過日來御供奉御苦勞之
程奉拝察候、富美宮殿下御容体、時々侍医局ニ於て拝承、幸ニ御
熱御下利不被為在、御体重も少許御増量之御模様、御同慶ニ奉存
候、皇太后陛下御容体、竹内侍医より申上げ、既ニ御承知ニ相成
り居候通り賢台御発京後は御格別の御変動不被為在、尚胸腹部
及御結膜部ニ少しく御発黄御遺残、御面部少しく黒色ニ被為在、
御肝臓部御緊張は御自覚ニて、余程御減少御膨大之度他覚的にも
一時よりは御減少御圧痛等御消退被為成、時々御攣痛は御自覚被
為在候、尤も御肝臓下縁は右側乳頭線ニ於て臍の水平と季肋との
中間より稍下方ニ被為違、右側乳頭線より左方の御肝臓部即ち左

葉は、通常人にては心尖端之直下ニ達すれ共、御胃部御膨満右直
腹筋御緊張の爲め御肝臓御膨大之有無判然不仕候得共、依然肝臓
は幾分か下垂被為成候、御胃部の御膨満御減少、胃下口狹窄ニ因
する御膨満ニ不被為在候哉御注意申上居候得共、幸ニ其症状御食
後御停滞等不被為在、御承知之右側直腹筋御緊張は時々御消退被
為成、御食慾も漸次御振起ニ被為向候得共、御食渴と申す迄ニは
不被為致○御承知之「ホ」カ被致私丸御常用本日に「一」牛乳一合ヅ、朝夕
ニ運せり、総量二〇迄貼上可仕候考ニ御座候

二回御飲用、御食物は過日御相談之内ニ少許の魚類即ち余程固き
御粥、間々御米飯ニ鮎其他の魚類、又赤小豆は或独乙人の試験ニ
て澱粉質少なく植物蛋白質多量ニ含有する故ニ、殻皮を去り糖尿
病患者ニ与へしニ、尿中糖分の増量を認めざりしを「ベルツ氏よ
り及承候ニ付き、赤小豆の殻皮を去り砂糖を加へず少しく塩を和
したる者を御飯中ニ入れ差上げ候処、御意ニ叶せられ候、御脈御
体温竹内侍医より委細申上置候通り、平均御体温三十六度五六分、
御脈平均六十五六搏乃至七十搏、御腹部及御四肢の御脂肪御発病
前より余程御減少ニ被為成候得共、幸ニ御腹部硬結腹水及御下肢
浮腫等不奉伺、御尿異重平均一・〇一五乃至一・〇一六、胆汁反
応は「コロ、ホルム試験ニ於て殆んど痕跡ニ御減少被為成、御尿
御全量は不明ニ御座候、御便通は大黃○・六、蘆薈○・二の合剂
御常用、一日一、二行御消化御良しき御軟便被為在、昨夜より蘆
薈を除き大黃○・六御服用、今朝至極御良しき御便通被為在候、
御氣先漸々御爽快御寝御宜敷、御問内御歩行も丸一週日間前程迄
は御眩暈被為在候得共、昨今余程御丈夫と御自覚被為成候、全く
御筋肉の御疲勞漸次御恢復と奉存候、又日々或は隔日ニ御入浴被

為成、最初御動悸被為在候得共、最早其御容体不被為在候、併し御体量は廿九日間ニ貳貫百四拾又四分御減量、即ち

廿五年六月廿三日御発病

六月廿七日午前十時頃牛乳御飲用前

御惣掛目拾壹貫八百六十又

御風袋五百廿九又三分引

御体重正味拾壹貫三百三十又七分

七月四日同前牛乳御飲用前

御体重正味九貫五百七拾壹又七分

御減量壹貫七百五十九又御発病後十二日間は一日二回ツツ塩類下劑御服用

// 十一日同前牛乳御飲用前

御体重正味九貫四百九拾八又七分

御減量七拾參又

// 十八日同前牛乳御飲用前

御体重正味九貫三百四又六分

御減量百九拾四又壹分

// 廿五日同前牛乳御飲用前

御体重正味九貫百九十又三分

御減量百拾四又五分

総御減量廿九日間ニ貳貫百四拾又四分

右之通り御総体御佳良ニ被為渡、目下幸ニ御腹部特ニ御肝臟部御胃部ニ凹凸不平の硬結腹水御下肢浮腫御全身悪質性羸瘦等癌腫の御徴候不被為在候得共、尚御皮膚の御発黄全く御消退不被為成、御筋力御恢復も抄々數不被為運、且御食渴ニ不被為致未だ御体量

御減少の歩も不被為止候等の御容体被為在候、倅今般の御発黄は急性ニ被為来候得共、御体量御発病以来急ニ御減量被為成、尚御減量不被為止候御事、或ハ頃日之暑氣及御年令ニ因リ、御病後御快復の機能緩慢の御為めに候か、其原因不明ニ御座候得共、御体重御減少の不被為止候間は御年令上未だ御安心被為成兼候趣、既ニ侍従長及御内儀え執奏并ニ杉大夫ニも申上置候、右御容体概略不取敢御報申上候、何れ竹内侍医より委細可申上、先は要用而已、尚函嶺は富美宮殿下ニ御担当と奉存候間、折角御養護奉祈候、頓首不備、

七月廿六日

橋本綱常

池田謙齋様

侍曹

追伸、賢台御帰京は何日頃の御予定ニ御座御哉、御定まり次第御泄し被下度奉願上候、以上、

第二四一九号文書

橋本綱常書状

〔斎藤〕

(封筒裏)

神田区駿河台北甲賀町 池田謙齋殿

(封筒裏)

永田町伊藤邸にて 橋本綱常 十一月卅日夜発

拜啓、伊藤伯爵殿繡帯第一交換明日(即十二月一日)午後三時施行致度候間、乍御苦勞御都合御操合御光来被下度御願申上候、頓首、
十一月卅日夜

橋本綱常

池田謙齋殿

坐
下

- (一) 伊藤伯爵殿纏帶：総理大臣伊藤博文が明治二十五年十一月二十七日日網引腕車に乗って首相邸の表門を出ようとする際、小松若宮妃の馬車と衝突転倒し上顎の歯を数本折った事故による。
- (二) 前注により、伊藤博文交通事故直後の明治二十五年と推定される。

第二四二〇号文書 橋本綱常書状 池田謙齋宛

〔斎藤〕

拝啓、昨日は御光来被下難有奉謝候、其後別段異状ハ無之候へ共、只纏帶之具合不宜由被申居候、就ては明後日卷替る予定之処、明日午後三時ニ操上ヶ度、日曜何共恐縮ニ候へ共御操合御来診被下度御願申上候、頓首、

(一)
十二月二日

橋本綱常

池田謙齋様

坐
下

- (一) 書簡二四一九に続く内容であり、明治二十五年と推定される。